

令和3年10月4日

関係者の皆様へ

社会福祉法人 ほどがや
理事長 黄金井 渡

緊急事態宣言の解除を受けて

令和3年4月に発出された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は、9月30日をもって全都道府県で解除されました。

しかしながら、新型コロナウイルスが消滅したわけではありません。

法人は、今後の感染再拡大を十分警戒し、気を緩めることなく感染防止に取り組んでまいります。

ご利用者・ご家族もご自身を守る取組を行っていただきますようお願いいたします。

法人の取り組み

【職員】

- ① 職員行動記録の確認
- ② 毎日出勤退勤時検温確認（サーマルカメラ付き検温測定機）
- ③ 発熱時の出勤停止（同居者の発熱時も同様）
- ④ 昼食は個別に実施・距離の確保
- ⑤ 口腔ケアは所定の場所で実施。
- ⑥ 不織布マスクの着用
- ⑦ 定期的に行政の実施する PCR 検査への協力（週1回の検査）
- ⑧ 手指の消毒の徹底

【業務】

- ① 利用者食事介助、口腔ケア時等のフェースガード着用
但し、児童支援課は除く
- ② オンライン会議の活用
- ③ 定期的な室内換気
- ④ 室内の定期的なエタノール消毒の実施（テーブル・椅子・手すり・送迎車両等）
- ⑤ 来館者への健康確認、検温の実施（サーマルカメラ付き検温測定機）

【環境】

- ① A i r d o g 又は高性能空気清浄機の設置。
- ② パーテーションの設置
- ③ サーマルカメラ付き検温測定機の設置
- ④ 事業所内各所への消毒用エタノールの設置